

議案第5号 二宮町老人ホーム入所判定委員会条例制定提案理由

【町長】

議案第5号の提案理由を説明いたします。「二宮町老人ホーム入所判定委員会条例の制定について」ですが、町の附属機関の見直しにより、二宮町老人ホーム入所判定委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案するものです。

内容につきましては、健康福祉部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【政策総務部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第5号についてご説明申し上げます。

今回の制定につきましては、町の附属機関の見直しにより、これまで要綱で設置していた二宮町老人ホーム入所判定委員会を、条例で設置するものです。

それでは、条例に沿ってご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

第1条では、設置について規定するものです。

第2条では、所掌事務について規定するものです。

第3条では、委員の構成について規定するものです。

第4条では、委員長について規定するものです。

第5条では、会議について規定するものです。

第6条では、委員会の庶務について規定するものです。

2 ページをお願いいたします。

第7条では、委任について規定するものです。

附則です。第1項です。この条例は、平成31年4月1日から施行させていただくものです。

第2項です。本条例を制定することに伴い、特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正するものです。

恐れ入りますが、資料4の新旧対照表をご覧ください。

別表第1、職名の項目、「介護保険運営協議会委員」の次に、「老人ホーム入所判定委員会」を加えるものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。